

(L P ガスをお使いの皆様へ)

「賢い消費者・賢い対応」

～ L P ガスの訪問販売を受けるときのご注意 ～

1、お客様の信頼が第一

社団法人エルピーガス協会では、お客様に正しくL P ガスを販売するため、会員である販売事業者に対して、適切な取引をするよう指導しております。それは、お客様から信頼を得た上でL P ガスやガス器具などをお買いいただくためです。

しかし残念なことに、お客様に対して嘘を言ったり、重要なことをわざと話さなかったり、強引に販売するような行為が見受けられます。その結果、消費生活センター（各都道府県に消費者相談窓口があります。）などにお客様から苦情や相談が寄せられています。

このような状況に対して当協会ではお客様との信頼関係を保つために、L P ガスやガス器具などを販売する際の取引を適切に行うように会員の販売事業者に対して指導しているところです。

2、法律に従った正しい取引

平成21年12月1日より訪問販売などを対象に消費者を守るための法律である「特定商取引法」が施行されます。L P ガスにかかわる訪問販売も、この法律に従ってお客様の立場に立って適切な取引を行うことが求められています。

当協会においても、L P ガス販売事業者に対して法律に関する講習会などを開催し、法律の内容を理解しお客様に適切に販売活動をするよう指導しています。今後訪問販売などを行う際は、この法律に従ってお客さまの立場に立って親切かつ適正な取引を行うよう努めさせていただきます。

3、不正を行う業者にご注意ください

残念ながら中にはお客様に迷惑をかける業者がおります。そのため当協会では、L Pガスを使っていただくお客様に対してより一層のご注意をして頂くために、今回このホームページにご注意いただく点を掲載いたしました。

お客様におかれましては、これらの注意点をご理解の上、正しい取引ができるようご協力をお願い申し上げます。

<L Pガスに関する取引での注意点>

○「ガス料金が安くなる」という甘い言葉で契約していませんか？

L Pガスの料金は自由料金です。そのため個々の販売事業者によって料金は多少異なります。しかし、極端に料金を安くする販売事業者がいたら要注意、よく話を聞きましょう。最初だけ安くして、後ですぐに値上げするケースや徐々に値上げして結局は高い料金になるケースなどがあります。

(ご注意点)

契約時には料金体系を十分確認してください。ガス料金の安さだけで判断せず、提示された料金がいつまで続くのか、維持管理体制や保守点検体制がどうなっているのか（多くはガス料金に含まれます）などについて十分確認しましょう。

また、お客様が住んでいる地域のL Pガス料金については、石油情報センター（財団法人日本エネルギー経済研究所内の公的組織）が毎月モニター価格を公表していますので、それを参考にしましょう。（あなたの住んでいる都道府県や地域のL Pガス価格の平均値が検索できます。）

<http://oil-info.ieej.or.jp/>

○「委任状」にハンコを押す時は、十分話を聞いて納得してから

新しい販売事業者に替わるとき「現在契約している業者との解約手続きは、当方がやるので何もしなくていい」とか「費用についても清算は任せてほしい」と言って委任状に署名捺印を求めるケースがあります。しかし、委任したにもかかわらず解約した業者から配管用設備費用を請求されるケースがあります。

また、「残金は当方で清算する」という約束だったのでそのままにしていたら、解約した業者から請求されるケースがあります。

(ご注意点)

解約をする前に、元の販売事業者配管設備の残金などについて確認しましょう。解約代行などの「委任状」に署名捺印するときは、説明をよく聞き納得してからにしてください。また、なるべく解約手続きは自分で元の販売事業者にお問い合わせをすることをお勧めします。

○ちょっとでも疑問を感じたらすぐ相談を

新しい販売事業者に移るとき、ちょっとでも疑問を感じたらお近くの「LPGガスお客様相談所」(社団法人エルピーガス協会が国の補助金を受けて運営し、各都道府県に相談窓口があります。)にお電話でご相談ください。

また、各都道府県には「消費生活センター」などもありますので、取引のトラブルなどご相談ください。